

徳島県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
医療法人むつみホスピタル	徳島市南矢三町三丁目一 番二二三号	訪問看護ステーション ピオス	徳島市佐古一番町五番二号
		サービスの種類	介護予防訪問看護
		指定年月日	令和三年九月 一日